

# 4月から変わります！

1月1日に高島市がスタートして3カ月。このページでは、4月からごみの出し方など一部変更するものについてご紹介いたします。

## ごみの出し方について



高島市ごみ袋一般用(大)

① 一般家庭のごみの収集は、統一したごみ袋での収集となります。

4月1日から一般家庭のごみ袋を統一します。現在利用されている旧町村のごみ袋については、4月以降もご利用いただけますが、購入される時はできる限り3月末までに使用する分について計画的に購入していただきますようお願いいたします。

② ごみカレンダーを各ご家庭に配布します。

4月1日から、ごみの収集日などが一部変更になります。詳しくは、3月末に各区長さん等を通じて年間のごみの収集日程のわかる「ごみカレンダー」を配布しますので、そちらでご確認ください。

ごみは決められた日、決められた場所に、決められたものを出しましょう。



(環境政策課)

## 心身障害者等交通手段利用助成のお知らせ

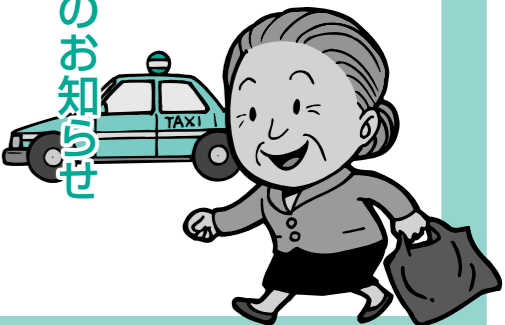
4月1日から、心身に障害のある方や75歳以上のひとり暮らしの方などの外出を支援するために、タクシール券やガソリン券を交付することになりました。

### ●対象者

- ① 身体障害者手帳所持者のうち1級、2級または肢体不自由3級の方
- ② 療育手帳所持者のうちA判定である方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級または2級の方
- ④ 寝たきりまたはこれに準じる状態の方
- ⑤ 満75歳以上でひとり暮らしの方
- ⑥ 満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する満75歳以上の方

### ●交付枚数

- ① タクシール利用券は、五百円券が1人年間24枚



② ガソリン助成券は、五百円券が1人年間12枚

タクシール利用券またはガソリン助成券どちらかを選んでいただきます。ただし、対象者のうち⑤または⑥の方は、タクシール利用券のみとなります。

### ●申請の方法

4月からの利用を希望される方は、3月18日(金)までに申請してください。

申請先は、市役所社会福祉課・長寿福祉課または各支所地域福祉課です。なお、障害者の方は手帳の写しを添えて申請してください。

### ●問い合わせ先

市役所社会福祉課  
☎(25)81200  
または 長寿福祉課  
☎(25)81337

(社会福祉課)

# 健康診査等について

4月1日から基本健康診査の受け方などが一部変わります。詳しくは、広報たかしま4月号とあわせてお配りする「健康診査等年間予定」でお知らせしますが、今月号ではそれぞれの概要についてご紹介します。

## ◆基本健康診査

### 【対象者】

30歳以上で職場等で受診機会のない市民の方  
※前年度健診を受けられた方には、個別郵送でお配りします。  
本年度新たに受診を希望される方は、直接各支所の保健センターへお申し込みください。

### 【健診方法】

集団健診または医療機関における個別健診のいずれかを受けます。

### 【個人負担金】

- ① 集団健診 全員無料です。
- ② 個別健診 30～69歳の方は個人負担があります。70歳以上の方は無料です。

### 【健診時期】

5～7月(市内全域)

## ◆人間ドック

平成17年度においても費用助成を実施します。ただし、人間ドック受診希望



## ◆各種がん検診

各種がん検診の対象者や日程等は4月号に掲載します。  
集団のがん検診の個人負担金は無料です。

## ◆乳幼児健診

各支所保健センターで受けてください。

その他の保健センターでの受診を希望される方は、事前に住所地の保健センターまでご連絡ください。

## ◆結核健診

4月から結核予防法が改正されます。それにもない次のように健診の対象者が変わります。  
【対象者】 65歳以上の方



※16年度中に健診を受けられた方には、個別郵送で受診票をお配りします。  
※新たに受診を希望される方は、各支所保健センターへお申し込みください。

### 【健診方法】

各地域巡回による集団健診(基本健康診査とは別日程となります。)

### 【健診時期】

6月下旬～10月(市内全域)

結核は医療の進歩や公衆衛生の向上等により減少し、過去の病気になりつつありますが、近年は、高齢者の方の結核患者が増加する傾向がみられ課題となっています。そこで今回の法律の見直しは、感染の危険が高い年齢層への健診が強化されたものとなりました。今年から健診対象となる方が変わりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(健康推進課)